

法務省政策評価懇談会（第56回）議事録

1. 日 時

令和元年7月9日（火）10:00～11:45

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊 藤 富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長) 田 中 等	弁護士
野 澤 和 弘	毎日新聞社論説委員
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

<省内出席者>

法務事務次官	辻 裕 教
政策立案総括審議官	西 山 卓 爾
官房参事官兼企画再犯防止推進室長	吉 田 雅 之
官房付	近 江 愛 子
秘書課企画調整官	田 島 昭 仁
人事課補佐官	佐 藤 太
官房参事官（予算担当）	深 野 友 裕
官房付兼国際課付	杉 原 隆 之
施設課技術企画室長	山 北 孝 治
厚生管理官総括補佐官	吉 原 仁
官房付兼司法法制部付	川 副 万 代
司法法制部付	廣 瀬 仁 貴
民事局付兼登記所適正配置対策室長	竹 下 慶
刑事局参事官兼総務課企画調査室長	是 木 誠
矯正局成人矯正課警備対策室長	白 川 秀 史
保護局観察課処遇企画官	勝 田 聡
人権擁護局参事官	中 島 行 雄
訟務局訟務企画課訟務広報官	江 原 幸 紀
法務総合研究所総務企画部副部長	野 原 一 郎
法務総合研究所研究部総括研究官	栗 田 知 穂
法務総合研究所国際協力部副部長	伊 藤 浩 之

出入国在留管理庁政策課長
公安調査庁総務部総務課企画調整室長

福原申子
小林賢一郎

<事務局>

秘書課政策立案・情報管理室長
秘書課補佐官

渡辺英樹
手塚貴与

4. 議題

平成30年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について
規制の事前評価書（案）について

5. 配布資料

資料1：平成30年度法務省事後評価実施結果報告書（案）
資料2：規制の事前評価書（案）
資料3：法務省政策評価に関する基本計画
資料4：平成30年度法務省事後評価の実施に関する計画
説明資料：出入国在留管理庁の設置について等

6. 議事

○田中座長 おはようございます。定刻になりましたので、これより第56回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

なお、本日、出雲委員は御都合により欠席されております。

初めに、辻法務事務次官から挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○辻法務事務次官 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、「第56回法務省政策評価懇談会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

この懇談会は、平成14年から開催しておりますが、元号が令和に改められて初めての開催を迎えることができました。これも、ひとえに委員の皆様のお力添えのおかげであると感じております。重ねて御礼を申し上げます。

近時、政府全体として、証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの着実な推進が求められております。

政策評価についても、引き続きEBPMの視点が求められておりますので、政策課題や目的の明確化に努めるとともに、評価の客観性の向上を図ってまいりたいと考えているところであります。

本日は、委員の皆様方から、御専門の分野における知見や幅広い御経験などに基づきまして、是非とも忌憚のない御意見をいただければと存じます。

そして、今後とも、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中座長 ありがとうございました。

ここで、辻法務事務次官は公務により退席いたします。

それでは、本日の審議事項について、事務局から説明願います。

○渡辺政策立案・情報管理室長 おはようございます。事務局を務めております、秘書課政策立案・情報管理室長の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議事項等について説明させていただきます。

本日御審議いただくのは、「平成30年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」及び「規制の事前評価書（案）」についてでございます。

事後評価の実施結果報告書（案）は、「平成30年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づきまして、平成30年度に実施した施策を評価し、その結果を取りまとめたものでございます。

平成30年度に法務省が政策評価の対象としておりました施策につきましては全部で22施策ございますが、今回、事後評価を実施する施策は、モニタリング中の10施策を除いて、12施策となります。

また、規制の事前評価書（案）につきましては、近日中に沖縄弁護士に関する政令の改正を予定しているところ、その改正内容に規制内容の変更が含まれてございますので、それにつきましても事前評価を行ったものでございます。

また、審議用の資料としまして、資料を4点配布してございます。

資料1につきましては、「平成30年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」、資料2につきましては、「規制の事前評価書（案）」、資料3につきましては、「法務省政策評価に関する基本計画」、資料4につきましては、「平成30年度法務省事後評価の実施に関する計画」でございます。

なお、政策評価に関する法令等につきましては、委員の皆様方のお手元に参考資料としまして青いファイルを御用意させていただいておりますので、適宜御参照いただければと思います。

本日の審議事項に関する説明は、以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、一つ目の議題であります「平成30年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」につきまして、御審議、御議論いただきたいと思います。

初めに、基本政策Ⅰ「基本法制の維持及び整備」に関する施策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○手塚補佐官 それでは、基本政策Ⅰに係る事後評価の概要について御説明いたします。

基本政策Ⅰに係る施策のうち、今回、事後評価の対象となっているのは、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」、「法曹養成制度の充実」、「法教育の推進」、そして「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」でございます。

まず、資料1の5ページを御覧ください。「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について御説明いたします。

この施策は、社会経済情勢の変化に応じた民事・刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現、経済の活力の維持・向上及び「事後チェック・救済型社会」の基盤の形成を内容としております。本年度は中間報告で、この施策の最終的な評価は令和2年度に行う予定としております。

次に、11ページを御覧ください。「法曹養成制度の充実」について御説明いたします。

この施策は、法曹養成制度改革を推進するための取組のうち、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組や、法曹人口の在り方に関するデータ集積と検証、司法試験の在り方の検討等を関係機関等と連携しながら実施することを目標としております。

この施策の測定指標は、一つ目に、「法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施」、二つ目に、「法曹養成制度改革を推進するための取組の実施」を掲げております。

いずれの測定指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

次に、25ページを御覧ください。「法教育の推進」について御説明いたします。

この施策は、教員等の法教育に対する理解の促進、法教育教材の提供による学校教育現場における学習機会の確保や学習内容の充実、一般の人々が法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材の育成を目標としております。

この施策の測定指標は、一つ目に、「法務省ホームページ内の法教育関連ページへのアクセス件数」、二つ目に、「協議会等の活動状況」、三つ目に、「法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況」を掲げております。

いずれの測定指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

次に、31ページを御覧ください。「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」の「青少年の立ち直りに関する研究」について御説明いたします。

本研究は、少年院を出院した者を対象として追跡調査を実施し、改善更生の要因等を実証的に探ることで、より効果的な矯正教育や保護観察処遇の在り方、あるいは保護観察終了後の新たな支援策等の検討に資する基礎資料を提供することを目的としており、平成26年度に事前評価を実施した上で、平成27年度から平成28年度までの2か年で実施した研究です。

本研究につきましては、外部有識者等で構成される「研究評価検討委員会」による評価を踏まえ、事後評価を実施し、37ページの「(3) 総合評価」に記載のとおり、「大いに効果があった」と評価をしております。

これらを踏まえた事後評価の内容や研究結果の概要等につきましては、報告書に記載したとおりです。

基本政策Ⅰに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、各委員から御意見、御質問をお願いいたします。なお、質問に対して法務省出席者から回答いただく場合は、必ずお名前を名乗ってから発言していただきますようお願い申し上げます。

それでは、御質問、御意見、ございますでしょうか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 井上でございます。初めに全体的な政策評価に関する確認というか質問を、個別質問の前にさせていただいてもよろしいでしょうか。頭の整理として、法務省の政策評価をするに当たって、まず国民の期待というものが想定されると思います。その国民の期待に対し、法務省がどういう施策を実施し、それを評価し、また次のPDCAサイクルを回してい

くかという方向性でやられているというふうに理解しているのですが、私がそういった観点でもう一回この点を確認すると、2000年ですかね、およそ20年前の7月25日に、刑事司法だけですが、「国民の期待に応える刑事司法の在り方」についてという資料が法務省で作成されていました。

その中で、まさにスタート地点として、第1番目に、刑事司法に対する国民の期待というものが挙げられていました。その中で書かれているのは、国民は多様であり、多様な国民の異なる期待にバランスよく応えるというのが法務省としての使命であるというふうに位置づけておりました。さらに、どういう国民がいるかということで四つに分類されているのですが、被疑者・被告人、犯罪被害者、目撃者・証人、一般国民ということで、それぞれ、例えば被疑者・被告人であれば人権の保障であると、犯罪被害者であれば犯人の処罰であると、目撃者・証人は負担軽減であると、一般国民は治安維持と、こういった整理が法務省でなされています。

私はこの間、別の件で犯罪被害者に関しての法務省の取組事案を理解しようと思い、教えていただいたのですが、今、犯罪被害者が置かれている立場というのは、2000年の整理では犯人の処罰を求めているというふうに言っているのですが、現在ではどちらかということと人権を保障することが課題とされている感じがしています。警察庁から出されている犯罪被害者の白書等を見ても、そう感じるのですが、被害者は犯罪に遭う前、被害に遭う前の勤め先に元どおりに勤められていなかったり、精神的なものが失われたりとかしていますので、犯人の処罰はもちろんですが、人権の保障というのがどのようになされているのかということがすごく気になっています。ということで、どうすれば犯罪被害者の人権に対してのPDCAサイクルを回していけるのかということが気になっています。いろいろな白書が出されていますが、被害者の情報が、どういう形で出されているのかということをお聞きしたら、実は犯罪被害者白書というものが出されていますということで見せていただきました。国としてはものすごくしっかり被害者対策をやられている事が分かりました。これは警察庁が出しているのですが、そういうことが分かりました。ただ、国民の種類の中に犯罪被害者を法務省として1分類として置いて、それに対し、犯人の処罰と直接的に結びつけているのですが、一方で人権の保障というものがあるわけで、それがこういった形で対応がなされているかということは、残念ながら見えにくい。白書自体は警察庁に行ってしまうのですが、ほかの犯罪白書とか人権教育・啓発白書というのは法務省の管轄ですので、やり方によってはうまくPDCAサイクルが回ると思うのですが、この辺りが知りたいところです。平成12年に犯罪被害者保護法というものが策定され、一旦この懸案に関しては、その保護法によって整備されたと、ただ、その後いろいろな問題が出てきているということです。ですから、整備の後、それがどうやって運用され、また足りないところを埋めるようにPDCAサイクルが回っていくかということ、ここの接続点が私自身にはうまく見えないのです。つまり、どうもこの件は法務省のど真ん中の管轄ではなく、警察庁の話のようです。ただ、そこに私は少しアンバランス感を感じます。人権というふうに考えると、警察というよりも法務省の方なのかなというふうな気がします。もう少し、位置づける的に、被害者の人権回復というものをうまくPDCAサイクルで回すような形が、今日の事後評価のこういった形の報告書の中でも、そのような見え方が必要だと思えます。そういった意味では、昨年実施した施策についてどのような見直しをしますかということももちろん大事ですが、原点に立ち返ると、国民の期

待ということで法務省が整理された内容、この内容がいかにか、うまくというか、ここまで進んでいますという評価、100点にはならないと思いますが、年度の評価だけではなく、長期的な評価ということもやられたほうがいいのではないのかということで質問をしています。もしやられているのであれば、それをどうやって示すかだけの話なのですが、一方でもしそういった観点が抜けているのであれば、これは法務省だけの問題ではないと思いますが、霞が関全体の政策評価の在り方として、大命題だと思います。その使命に対してどうなっているのかという、単年度でない評価の仕方というのも、提言すべきではなからうかというような気持ちもありまして、少し話が長くなりましたが、具体的な例を挙げないと分かりづらいと思ひまして、犯罪被害者の対応についてのP D C Aサイクルについて質問させていただきました。よろしくお願ひします。

○田中座長 ありがとうございます。法務省お願ひします。

○秘書課（吉田） 御指摘ありがとうございます。官房秘書課の官房参事官の吉田と申します。今御指摘にありましたとおり、犯罪被害者施策については、警察庁が全府省庁の施策を取りまとめるという立場にありまして、その中で、法務省の施策についても進捗状況が把握されて確認されております。具体的には、犯罪被害者等基本計画は5年ごとに策定することになっておりまして、現在の計画の期間が平成34年の春までだったかと思ひます。その間、毎年、犯罪被害者白書が作成されておりまして、その作成に向けて、計画に盛り込まれている施策がどこまで進められているのかについて、法務省から警察庁に情報を提供し、あるいは警察庁から問合せを受けたりといったやり取りが行われ、具体的な施策の進捗が図られているということが一つでございます。

それから、計画の策定に当たりましては、民間の有識者の方々にも入っていただく形で会議が開かれまして、次の計画に何を盛り込むべきかということが議論されることとなります。その議論の中では、被害者の方々や遺族の方々などから見て何が足りないのか、何が必要なのかについて御意見をいただいた上で、次に進めていくべき施策が策定されるという流れになっておりますので、例えば、現在の施策について不十分な点があるという御意見が出れば、次の計画において手当てがなされ得ることになりますし、また、そもそも新たにこんな施策が必要であるという御指摘がございましたら、それも次の計画に盛り込まれ得ることになります。そこでまた進捗状況が確認されていくというような流れになります。大きな流れとしては5年単位ではございますが、被害者や遺族の方々のお意見をそのようにして反映して、我々としてはきちんと説明できるようにしていくということが一つの大きな取組でございます。そういう意味で、御指摘にありましたように、単年度だけではなく、全体としての大きな流れというものもそういう議論の中で把握して、進めていくということになっております。

以上でございます。

○井上委員 ありがとうございます。対応されているということは確認できましたので、せっかく2000年に法務省でこういった資料を作られ、スタートし、ある意味、いろいろな形で改革していこう、国民に対して、期待に応えるような改革をしていこうということだと思いますので、ここがスタート地点なのか、その前なのか、よく分かりませんが、少なくとも2000年のスタート地点から、今どうなっているのかという状況は、この資料では表現できないのかもしれませんが、国民に対してはそういったことも知ってもらった方がいいのではないのかというふうにお願ひしますので、御検討いただきたいという話です。

○秘書課（吉田） 御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○田中座長 ほかの質問ございますでしょうか。

大沼委員，お願いします。

○大沼委員 幾つか質問させていただきたいと思います。

まず，法整備の点なのですが，10ページに書いてありますように，要するに，成年の年齢が選挙，民法で20歳から18歳に引下げられたということですが，あと，一番関心を持たれているというのは少年事件だと思います。少年の成人年齢を18歳に引下げる必要があるのかどうか，あるとすれば，その必要性和合理性と，それを実現するための，今，困難な課題となっている点や，あるいは実現に向けての計画などがあれば教えていただきたい，これが1点目です。

2点目は，20ページのところの予備試験についての観点ですけれども，予備試験を受ける人数というのが法科大学院の在学中の者や大学在学中の者が8割を占めていると，これによって弊害が生じるおそれがあるということなのですが，その弊害というのは具体的にはどのようなものを指すのかということです。ニーズが高いというのは，受験する立場から見れば，法科大学院よりは予備試験の方が，より効率的に資格を取れるということで，そういうニーズがあるということなのですが，しかし，法科大学院がある以上は，法科大学院でなければ学べないもの，それが将来の資質の高い法曹の養成につながるというふうな側面があるからだと思いますが，どういった点がそれに当たるというふうに考えておられるのか，そして，そのため，現状の法科大学院の教育内容を改革するためにはどうすればいいと思っているのか，その点について教えていただきたいと思います。

それから，3点目が，青少年の立ち直り，デシスタンスに関する研究ですが，この研究は非常に，海外の研究者の助言を受けたり，少年鑑別所の心理技官の協力を仰いだり，いろいろアンケートをとったりして，非常に時間と労力をかけて得られた研究成果だと思いますし，評価も高いですが，45ページを見ますと，研究における調査対象の設定が適切であるかどうか7点ですね，これは10点満点中の7点だと思いますが，そして，研究の実施体制・手法が適切であるかどうかという点も7点と，ほかと比べるとやや低い点数になっている訳です。その原因というのがどのような点にあるのか。基本的にはこの研究成果というのは，うまくいっている，その後再犯がなされていない少年がどういった状況のもとにそうなったかということの研究されているのだと思いますが，ある意味では，研究する前から，こういった少年であれば再犯は少ないだろうというふうな予測ができ得るわけで，その予測と余り変わらない研究結果になってしまったということなのか，それ以外なのか，また，この研究成果を今後の実務に生かしていくためにはどのような点が考えられるのか，そういった点を教えていただきたいと思います。

○田中座長 大沼委員からの3点の御質問，それぞれ回答をお願いします。

○刑事局（是木） それでは，第1の質問につきまして，法務省刑事局参事官の是木から回答させていただきます。

御指摘の，少年法の処罰年齢につきまして18歳とするか否かという部分につきましては，これは御承知のとおり，公職選挙法でありますとか国民投票法の動きを踏まえまして，刑事につきましてもどのようにすべきかということが広く議論されるようになっております。平成29年3月に法務大臣から諮問を受けまして，現在，法制審議会において審議をしている最

中でございます。年齢を引き下げるといふこと自体につきまして、その当否といふことはもちろんのこと、それに伴いまして、従前少年法の適用を受けておりました者などに対しましてどのような対処が必要か、例えば、今後改善更生を図っていくための枠組みとして、従前の少年法と同様の枠組みにおいて何かしら対処していく必要があるのかどうか、様々な、例えば、同種行為をやめさせるための取組としてどういったものが必要かとか、そういったことも含めて幅広い議論をしているところでございまして、まだ方向性につきまして具体的なものは出ていないというのが現状でございます。

○田中座長 2点目について、回答をお願いします。

○司法法制部（廣瀬） 司法法制部部付の廣瀬でございます。御質問いただきましてありがとうございます。

予備試験につきましては、御指摘のとおり、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定におきまして、本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる一方、その受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であるなどの点に鑑みまして、制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離しているとの指摘がされているところでございます。その上で、予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとされているところでございますが、法務省におきましても、今般の法科大学院の集中的改革の実施状況等を踏まえまして、必要な検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

法科大学院制度の創設により、御指摘がありましたとおり、新たに法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成というものを導入しまして、専門的な法律知識はもとより、幅広い教養あるいは豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において活躍する法曹を確保するということが目指されたところでございますが、予備試験合格の受験資格で司法試験に合格した者につきましては、プロセスとしての法曹養成の中核である法科大学院課程を経ておらず、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施することを教育理念とする法科大学院教育を受ける機会がないことから、そういった法科大学院の創設の理念に沿わない形での法曹が養成されるおそれがあるのではないかという、言わば抽象的な懸念を示したということと理解しております。いずれにしましても、予備試験につきましても、今後必要な検討を鋭意行ってまいりたいと考えているところでございます。

○大沼委員 法科大学院で実務教育とか、あるいは法曹倫理とか、一定の司法試験の科目になんてものを教えているということは確かなのですが、ただ、それが余り受験者にとって魅力とはなっていないということだと思えます。また、それが実際、例えば、司法試験に受かってから、実務としての能力を高める上で、法科大学院経験者の方がより伸びが早いとか、基礎ができていますので、より実務の習得が早くできるとか、そういったことなどが分かればいいのですが、どうもそういった形にはなかなかないような気がします。ですから、一番手っ取り早いのは、そういった問題を司法試験の科目の一部か何かに出題するようにすれば、恐らく必死になって受験生はそういったものを学ぼうとするでしょうから、法科大学院が教えている試験科目以外の科目についても、法科大学院で学んだことの学びの成果というものがより高まると思えますが、そういった点についてはどういうふうにご検討おられるでしょうか。

○司法法制部（廣瀬） 御質問ありがとうございます。

お尋ねがありました実務科目の点に関して申し上げますと、去る6月19日に成立しました法曹養成制度改革に関する法案の中では、司法試験の試験科目の見直しというのは現時点においては行わないこととしたところでございます。ただ、実務科目につきましては、試験科目そのものではございませんが、従来、民事系科目あるいは刑事系科目の中で、要件事実ですとか事実認定の基礎に関する部分も出題範囲に含まれるものとして考えられてきたところでございます。実際にそのような出題もされてきたものと承知しております。今後、司法試験の在り方につきましても、今般の法曹養成制度改革の進捗状況等を踏まえまして、引き続き文部科学省等とも連携しつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

○田中座長 それでは、三つ目の回答をお願いします。

○法務総合研究所（栗田） 法務総合研究所研究部の栗田と申します。よろしく申し上げます。

まず、この立ち直り研究、デシスタンス研究につきまして、研究評価検討委員会において7点とされた項目について、理由でございますが、これは端的に申し上げますと、母集団の取り方がどうだったのかというところでございます。要は、少年院出院者に対して同意を得て、その後の調査に協力してもらうという形を採ったわけですが、その後、時間の経過とともに、質問紙調査あるいは面接調査に協力を求めてもなかなか協力が得られないといったような事情がございまして、具体的に申しますと、当初の時点で800人程度、同意を得ていたのですが、その後、1年後あるいは3年後に協力してくれたのが数十人程度にとどまってしまったというところ、ここが7点というふうに二つの項目でなっている一番大きな理由でございます。ここはもう、なかなか、当初の見通しがどうだったのかというところになってまいりますので、やむを得ないかなと、貴重な御意見として、今後には是非生かしたいというふうに考えています。

それから、事前の予測と大して違わなかったのではないかとといったようなところもございまして。この点に関しては、ここもおっしゃるとおりではあります。我が国でこの種の立ち直りの研究というのは、一切これまで行われていなかったというふうに承知しておりますので、これぐらいの規模でやったものとしては初めてのものとして、諸外国の実情と同じなのかどうかといったようなところについて検証するという意味では、少なくとも最低限、効果があったのではないかとこのように思っています。

それから、では、これが今後の実際の処遇等にどう生かされてくるのかといったところでございますが、例えば、少年院出院後の半年から1年の間に再入院等が急が増える時期があるのだとか、あるいは家族の調整が非常に重要なキーになるとか、あるいは、立ち直りに際しては将来の目標を遠くに設定するのではなくて、結構短期に設定して、それを少しずつ達成していく子が立ち直りやすいといったようなところが得られましたので、こういった数々の所見というのは、少年院における処遇あるいは保護観察における処遇において、個々の場面で確実に生かされるのではないかとこのように考えているところでございます。

○田中座長 本件について議論しているところですが、ここで、法務省の方から、先ほどの井上委員の質問に対して、補足と訂正をしたいという申入れがございましたので、それをお願いしたいと思います。

○秘書課（吉田） 秘書課の吉田でございます。先ほど、私の説明の中で、現在の犯罪被害者等基本計画の計画期間について、平成34年3月までというようなことを申し上げたかと思っております。これは、元号が誤った上に1年ずれておりまして、正しくは令和2年度末、したがって

まして令和3年3月までが現在の期間でございまして、その後、また新しい計画が進んでいくということになります。失礼いたしました。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問はありますか。

野澤委員、お願いします。

○野澤委員 ありがとうございます。野澤です。

法教育のところで少し質問というか、意見というか、お話ししたいのですが、私自身は障害者の虐待だとか、子供の虐待だとか、割とこういう福祉、厚生労働省のフィールドでいろいろと活動したり、審議会に入ったりしている立場ですが、いわゆるプロによる専門職だけで問題解決ができなくなってきて、もう地域住民全体の問題解決能力というか、法的なセンスだとかソーシャルスキルというのを底上げしていかなければいけない、それを考えたときに、この法教育というのは極めて重要だと思っています。

今回、いろいろ資料とかを見せていただいています、全体的に、ここだけではなくて、法務省のいろいろなこれまでの政策のこの課題のあれで感じるのですが、とても総論的で抽象的で、現場にどのぐらい通じるのかなと時々思うことがあります。ホームページに掲載されているテキストもちらっと見せていただいたのですが、非常に力作だと分かりますが、これを理解できる子供ってどのぐらいの子なのか、相当なレベルじゃないと多分無理だと思いますし、大体これを教えられる先生って私は思い浮かばないんですね。測定指標を見ても、ホームページへのアクセス件数とか、広報活動の実施状況とか、協議会の実施状況、こういう定量的なもので一体どのぐらい測れるのだろうかと思います。難しいし、手間がかかると思いますが、やはりユーザー側の分析、調査をしてみないと、どのぐらいやっていることが結果に結びついているか、効果があるか、やはり分からないような気がします。

時々、中学校とかに行って、福祉教育の指定校とかいろいろあって、そこに行ってお話ししたり、実践を聞いたりする機会があるのです。昨日もたまたま行きましたが、やっていることという、車椅子体験とか、目隠しで歩くとか、割と伝統的な福祉のことをやったりなんかしているのですが、ただ、でも、そういうことをやっているすぐ隣というか、同じ教室には、虐待を受けている子がいたり、不登校になったり、いじめがあったり、障害のある子がいたり、そこには触れないのです。なぜ触れないのですかと聞くと、やはりデリケートで生々し過ぎるので、そういうのは避けるというのです。そういうことを避けておいて、そういう抽象的な古いやり方をやっていて、果たして子供自身はどう感じるのかなといつも思います。昨日も、現実には起きた障害のある子の兄弟のいじめの話を私、中学生全員にしました。やはりそのときは物すごくみんな真剣に聞きますよ。全然違う空気を感じるし、では、なぜ教えないのかといたら、やはり先生に余裕がない、そういう能力といいますか、胆力というか、そういうものがない、フォローもできない、だから、やっかいで面倒なことは避けていくみたいな、そういう形式的なことをやっているところに今のいろいろな問題があるような気がしているのです。

もう少し、何か教育のあれに引きずられているような感じがしてならなくて、もっと測定指標も、さっき言ったように、ユーザー側のものに踏み込んだ分析や測定ができないものなのかと思いますが、いかがでしょうか。

○田中座長 回答をお願いいたします。

○司法法制部（川副） 御質問ありがとうございます。法務省司法法制部の官房付の川副から回答させていただきます。

御指摘のとおり、現在、法教育の必要性は非常に高まっている状況でありまして、法務省としても力を入れて取り組んでいるところでございます。御指摘いただいた法教育を教えらる先生がいるのかというところは、まさに課題だと我々も思っております。まず、広く皆さんに法教育について実感を持って知っていただくには、幼少期から段階的に法教育に触れていってもらおうということが極めて重要だと考えていることから、小学校、中学校、高校と発達段階に応じた法教育教材を昨年度末までに、そろえたところでございます。そして、今後は、これらの法教育教材を活用できる先生方を増やすということが必要だと考えておりまして、今年度は新たに教員向けの法教育セミナーなどにも取り組んでまいります。このようなことを通じて、まず先生方に法教育を知っていただき、自分もやってみようと思っただくということが極めて重要だと考えているところでございます。

測定指標につきましては、現在設定しているのは定量的なものであり、教育という面ではなかなか、どれを指標にするかが難しいところではございますが、これまでも受け手側の満足度が分かるアンケート結果などの指標を設定すべきではないかという御指摘もいただいておりますので、平成30年度から、法教育授業を実施した際に、先生方の御了承が得られれば、可能な限り生徒・児童に対するアンケートなどを実施しているところでございます。ただ、非公表を前提として協力いただいているほか、網羅的な調査結果が蓄積されるまでには至っておりませんので、政策評価における指標には設定しておりませんが、これまでの教材作成や、施策の決定に当たっては、そのような結果も踏まえた検討を行っているところでございます。

また、本年度ですが、小学校における法教育の実践状況に関する実情調査を実施する予定でございまして、これ自体は指標とはできないものの、その調査結果も今後の施策には反映させていきたいと考えているところでございます。

○野澤委員 ありがとうございます。提案というか、考えているのは、例えば、先生方が教えることは、なかなかやはり限界があるような気がして、むしろ、もっと現場のことを、実践をやっている弁護士さんに教壇に立ってもらおうとか、あるいは裁判官OBとか、児童相談所の児童福祉司さんだとか、そういうもっと現場に起きていることを直接、子供たちに伝えることができる人たちを活用するというのも、是非文部科学省との間で進めていっていただけたら、もっと子供にとってはいろいろなモチベーションがわく、将来的にもっとこの教材を理解できる子供が増えていくように思いますが、いかがでしょうか。

○司法法制部（川副） ありがとうございます。

まさに専門家の弁護士や検事、裁判官といった法曹実務家が現場に行き、教員と一緒に授業をすることは、非常に重要であると考えているところでございます。現在のところ、日本弁護士連合会等の関係機関とは法教育に関して日頃から意見交換をしております。実際に法曹三者が一緒になってやっている高校生模擬裁判選手権などにも協力させていただいているところでございます。学校現場への専門家の関わり方、もっと連携して、より関わっていくべきではないかという御指摘はごもっともですので、またどのようなことができるかは考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○田中座長 井上委員、お願いします。

○井上委員 2点ございます。1点が質問で、1点は意見というか感想です。

まず、11ページの法曹養成制度の充実の12ページにある参考指標2の法務省ホームページ「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」の閲覧件数、これが平成28年度から29年度と着実に増加していたのですが、30年度で少し減ってしまっている、この理由を教えてくださいということと、この調査研究の概要を見せていただいたのですが、東南アジア限定というか、中心にやられている。これは私も、先ほどの国民のニーズの目線から、海外事業そのものがどの程度、どのエリアでなされているのかというのを知ろうと思い、経済産業省が出している海外事業活動基本調査概要というのを見させていただきました。そこに地域別の現地法人分布というのがあり、これを見ると確かに進出先は圧倒的にアジアになっています。だから、範囲はまあいいと思いますが、この資料の中ではアジアを中国とASEAN10、その他アジアという三つの区分に分けていまして、アジア進出の半分以上が中国でした。今回、この事業でやられている研究は多分ASEAN10を中心としていると思いますが、なぜ中国が、国別調査結果の中に入っていないのかということと、あと、最近では韓国の事情というのですかね、法的な事情がよく分からないというところもありますので、その辺りも入っていないのはなぜなのかと思いましたので、ホームページの閲覧件数の件と、国別の調査結果に中国、韓国といった国が入っていないのはなぜかということをお教えいただければと思います。

これが一つ目で、もう一つの感想は、これは簡単ですが、31ページのデシスタンスに関する研究ですが、34ページ辺りの成果について見させていただくと、個人的には、個人の属性を中心としたところから、どのような形でこれが今後施策に反映するのかという流れはすごくよく理解できましたので、私はこの研究は大変、次につながる研究だなと、大事な研究だなと思いました。まさにPDCAサイクルを回しやすい内容になっているというふうに思いましたので、この研究は非常に良かったのではないかとこのように思います。

○田中座長 回答をお願いします。

○司法法制部（川副） 法務省司法法制部川副から、1点目の海外調査の関係についてお答えさせていただきます。

ホームページの閲覧件数が30年度は少し減っているのではないかとこのように御指摘をいただきました。そのとおりでございますが、正式にこうだという理由が分かっている訳ではないのですが、30年度中に法務省ホームページのトップページから海外調査のバナーが消えてしまったという事情がございました。それも影響しているのではないかとこのように思っておりますが、我々もまた周知に努めたいと思っておりますのでございます。

もう1点、中国や韓国については、確かに、実施対象国にはなっておりません。実施されていない理由が特にあるわけではなく、基本的には、当該国に在留されている日本人の数や、それから、新規に支店を設置している企業の数、そういったデータを総合的に勘案して、今年度はこの国を調査しようということをお内部で決定しているところでございまして、平成26年からこの事業を行っています。当時においては、中国、韓国は適切ではないというふうに思われていたのかもしれませんが、調査対象国の選定は毎年、先ほど申し上げたことを踏まえて行っておりますので、委員からの御指摘も踏まえつつ、また、どこが適切かということをお考えて選定していきたいと思っております。

○田中座長 ありがとうございます。

宮園委員お願いします。

○宮園委員 2点ほど質問させていただければと思います。

まず、私は知らないのですが、予備試験について、例えばロースクール出身者と予備試験出身者に対して、数年後、すなわち実務に関わってから、アンケート調査みたいなものを行っているのでしょうか。例えば、予備試験で合格したことに対してどう思っているかとか、あるいは、ロースクールで勉強したことに関して、それが実務において役に立っているかどうかというような調査というか、アンケートみたいなものを実施しているかどうかということをお伺いしたいと思います。

もう1点の質問は、デシスタンス研究に関してです。これまで、成り行き調査というものは、日本では余り行われてこなかったのではないかと思います。出所後、出院後に、関わること自体がなかなか難しいという状況の中で、こうした取組が行われたことは評価すべきことと思っており、それが当初800人を調査対象と予定していたのが、現実的にはやはり数十人となってしまったというのは、最初の調査としては致し方ないのかなと思っております。重要なことは、今後、継続的に、この種の調査を実施していただくことではないかと思います。ただ、今回のデシスタンス調査がイベント研究に少し近いようなものになっているように思われるので、この点今後御検討いただければと思います。今回の調査は、これまで犯罪原因の解明に主眼を置いた調査が主だったのに対し、立ち直りという観点からの初めての調査として、第一歩を踏み出したばかりなので、Bがついてしまったのは、逆に今後伸びしろがあるというか、期待を込めての評価だというふうに私自身は受けとめました。今回、調査を実施したことにより、継続してやっていく必要があるということがある程度認識されたと思うので、より効果的な調査となるために、調査の実施方法や少年院における法務教官との関わり等を通して、出院後の調査に協力してくれるような人間関係の構築ということも今後、考えていただければと思います。

それから、これは要望というか、是非とも成人に関しても、これはさらにハードルが高くなると思いますが、成人についての成り行き調査というのも実施していただければと考えております。再犯防止対策として就職が有効ということから、現在、刑務所では、就労支援について積極的に取り組んでおりますが、この後での刑務所の取組評価の中でも出てきますが、就労支援の充実ということではなく、出所後の成り行きに就労支援を受けたことがどういう効果をもたらしたかという観点からの評価も重要だと思いますので、是非ともそういう観点からの調査、すなわち、刑務所におけるさまざまな教育プログラムとかが出院後にどういう影響を及ぼしたかというような調査も実施していただければと思っておりますので、その点、御検討いただければと思います。

○田中座長 回答をお願いいたします。

○司法法制部（廣瀬） 司法法制部の廣瀬でございます。御質問ありがとうございます。

1点目の予備試験に関してお答えさせていただきます。先生の御指摘に係りますような、法科大学院ルートあるいは予備試験ルートを経た、現在法曹として活躍している者全体に対する網羅的なアンケートというものは、これまで実施したことはございませんが、法務省が平成28年に予備試験に関するアンケートというものを1回行ったことがございまして、その調査結果について御報告させていただきます。

法科大学院に在籍していながら予備試験を受験した理由というところにつきまして、「自

分に適性があるか見極めたり、実力を試したり、司法試験の雰囲気を知るためには有効であると考えたから」という回答が約72%、「予備試験に合格した方が就職等の面で有利であると考えたから」という回答が約52%となっている一方で、「経済的に法科大学院に通うことは可能であったが、経済的負担を少しでも軽減したかったから」との回答が約21%、「法科大学院に進学したものの、経済的余裕が十分ではなく、法科大学院を修了した上で司法試験に合格することが困難であると思われたから」との回答が約5%ございまして、予備試験受験の理由としまして経済的理由を挙げる回答というのが少なからず見られたというところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、予備試験の在り方につきましては、今回の制度改革の実施状況等も踏まえまして、文部科学省等とも連携して、しっかりと必要な検討を行ってまいりたいと考えているところでございまして、御指摘に係るようなアンケート調査の要否も含めて、鋭意検討してまいりたいと考えております。

○田中座長 それでは、2点目について回答をお願いします。

○法務総合研究所（栗田） 法務総合研究所研究部栗田でございます。宮園先生の御意見、大変ありがとうございます。また、先ほどの井上先生の御感想についても、大変ありがたく受けとめています。宮園先生から、継続的な実施についての御要望、あるいは成人についての実施の御要望がございました。今後、研究テーマを選定する際に、この場で頂戴した貴重な御意見として大いに参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○田中座長 伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 伊藤です。2点ほどお願いします。

もうさんざん議論に上がりましたが、法教育の推進というところで、今これをずっと眺めていて、法教育自体が非常に幅広い領域をカバーしているので、なかなか測定指標についても難しいのかなと思っていたのですが、もう少し、例えば具体的に、今ずっと犯罪被害者の話が上がってきましたが、私も犯罪被害者については研究テーマとしております。これは第3次犯罪被害者等基本計画にも含まれて、重要施策としてこの法教育の推進が行われているということなので、もうちょっと法教育の中身が分かるような記載があってもいいのかなということと、あと、測定指標について、既に指摘があったと思いますが、やはり量的なものだけですので、その辺をもっと中身、これに参加した子供たちがどういう感想を持ったのか、どんなところが分かって、どんなところが弱かったのかというようなものをやはりとっていかないと、この法教育の本当の意味の推進にはなっていないのかなと思います。ただやって、これだけやったよね、よかった、ではないということです。中身についての検討がなされるような、何か測定指標を考えていただけたらと思います。

それから、もう1点目は、今、委員の間に関心があると思いますが、青少年の立ち直りに関する研究ということで、本当に、お話を伺いながら、御苦労のあった、意義のある調査だったと思います。45ページに事後評価結果表というのを載せておられて、効率性の中の二つの項目が7点になっているけれどもというような指摘があって、お答えもいただいたのですが、この記載を見ると、7点になってしまっている点についての記載が読み取れないですよ。だから、何か表面的に、こうであったけれども、この点はうまくいきましたよというような文章になっているので、もう少し、ここが足りなかったんですという記載がやはりあった方がいいのではないかと思います。御検討いただけたらと思います。

○田中座長 回答をお願いします。

○司法法制部（川副） 司法法制部の川副から、法教育についてお答えさせていただきます。御指摘ありがとうございます。

測定指標については、先ほども御指摘をいただきましたが、現在、定量的な指標になっている点について、何か内容面の指標にできないのかという御指摘は、これまでもいただいていたところでございます。そのような御指摘を踏まえまして、先ほど申し上げたとおり、法教育授業を実施した際に、先生方の協力を得られた場合には、アンケートなども実施しております。そのアンケートの中で、法教育の意義を学ぶことができたかというような内容面の質問や、こういうところが良かった、悪かったということも聞いているところがございます。これを今後、どう生かしていくかということを検討したいと思っております。

また、評価書の記載につきましても、確かに指標が定量的でございますので、内容面について余り記載をしておりませんが、こういった内容、こういったところを目指してやっているのかということについては分かるように、今後また改良していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○田中座長 2点目の回答をお願いします。

○法務総合研究所（栗田） 法務総合研究所栗田でございます。先生御指摘のとおりでございます。少し前のめりな記載が多いのかなと思います。もう少し客観的なのか、至らない点も含めて、きちんと客観的な記載に今後も努めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○田中座長 それでは、次に移りたいと思っております。

基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○手塚補佐官 基本政策Ⅱに関する事後評価の概要について御説明いたします。基本政策Ⅱに係る施策のうち、今回、事後評価の対象となっているのは、「検察権行使を支える事務の適正な運営」、「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」、「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」の施策です。

まず、46ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」について御説明いたします。

この施策は、職員への研修を通じたサイバー犯罪に対処するための捜査・公判能力の向上や犯罪被害者の保護・支援への対応能力の向上、広報活動を通じた国民に対する検察業務等の理解促進を目標としております。

この施策の測定指標は、一つ目に、「サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化」、二つ目に、「研修参加者に対するアンケート調査結果」、三つ目に、「検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況」を掲げております。

測定指標の実績を踏まえた各目標の達成状況につきましては、設定した測定指標のうち、一つ目の、「サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化」について「おおむね達成」、残りの二つについては「達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「相当程度進展あり」と評価しております。

次に、92ページを御覧ください。「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」について御説明いたします。

この施策は、矯正施設等における非常事態発生時に警備活動等に従事する職員の能力向上、刑事施設の総合警備システムの更新整備を目標とするものです。

この施策の測定指標は、一つ目に「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」、二つ目に「総合警備システムの更新整備施設数」を掲げております。

いずれの測定指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

次に、96ページを御覧ください。「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」について御説明いたします。

この施策は、オウム真理教に対する観察処分を通じた教団の危険性の増大の抑止と地域住民の不安解消、破壊的団体等の規制に関する調査情報の関係機関等への提供による内閣の情報機能の強化等を目標としております。

この施策の測定指標は、一つ目に、「オウム真理教の活動状況及び危険性の解明」、二つ目に「地域住民との意見交換会の実施回数」、三つ目に「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」を掲げております。

いずれの測定指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

基本政策Ⅱに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問ございましたら、委員の先生方、よろしく願いいたします。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 一番最初のサイバー犯罪に対処するための捜査能力の向上ということで、様々な研修がなされているという点は非常に素晴らしいことだと思いますが、それを踏まえて、実際の捜査の現場とどう結びつけようとしておられるのかがいま一つよく理解できないので、教えていただきたいということです。

東京の場合ですと警視庁がございますから、警視庁とかなり連携することによって、何とかできるのではないかと思います。地方になりますと、同じような警察の対応機関というのが実際は乏しいのではないかと思います。ですから、地方において実際にそういった必要性が生じたときに、相談しながらいろいろなことを調べていくという体制として、どのようなことが考えられているのかということが一つです。それから、実際問題として、例えば企業か何かに頼むとすると、コンピューターの復元にしても相当お金がかかると思います。1台復元するにしても数十万円程度のお金がかかるというふうに言われていますし、そういった費用的な手当の方はどうなっているのか、この2点について教えていただければと思います。

○田中座長 回答をお願いします。

○刑事局（是木） 刑事局の是木からお答えいたします。

1点目でございますが、サイバー犯罪に対する全国的な対処についての御質問だということでございます。御指摘のとおり、やはりサイバー犯罪というのは日進月歩のものでございますので、全国的に均一の捜査がきちんとできるということは必要だと考えておまして、検察内部におきましては、平成29年に東京DFセンター、令和元年度に大阪DFセンターと

いうものを設けまして、これらが全国各地における事案についての支援を行っています。例えば、非常に複雑な解析を要するようなものでありまして当該地方検察庁のみでは対応できないような場合については、そちらに対して支援を仰ぐというような枠組みをやっております。もっとも、言うまでもなく、警察当局におきましては、より幅広いサイバーテロでありますとか、そういったものに対する対策を練っておりますので、そちらとの連携も必要でございます。各都道府県警に対して協力を仰ぐということも実務上しばしば行われているということだと考えております。御指摘いただきました研修につきましても、幅広く研修を受けてもらい、問題意識の取っかかりを持った者が全国に散らばっていくというようなことが重要であるということをも前提として、デジタルフォレンジック研修なども行わせていただいているところでございまして、そういったものなどについても、今後とも引き続き継続して行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、2番目の費用についてでございます。御指摘のとおり、様々なデジタルフォレンジックに伴う費用というようなものについては、一定程度、費用がかかることは実際にございまして、すみません、具体的な数字は持っておりませんが、年々そういったものに対する予算計上というものも増えているという実情にあると理解しております。

○田中座長 ありがとうございます。

他に御質問ございますか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 46ページ以降のところ。犯罪被害者の保護、支援を行う職員の対応能力の向上を図るという目標について、研修を実施されていて、その研修参加者に対するアンケート調査結果ということで測定指標をとって、結果を載せておられます。これを見ますと、平成26年度から、この研修に関して有意義とする回答者数はずっと多いわけです。9割を超えている訳ですけども、今回、64ページ以降に細かいアンケートの記述結果を載せていただいているので、これを読むといろいろなこともまた見えてくるので、この測定指標だけだと9割以上の人が満足していたということで終わらせずに、64から66ページのところには結構、この研修についての厳しい指摘と申しますか、今後の在り方についての提言のようなものもあるので、例えば、内容が同じようなものなので、何回か参加している者にとっては少し不満足であるといったような記述とか、二、三回目の参加となる支援員もいたと思われるというようなことで、この研修の内容自体を新しくしていった方がいいのではないかなというようなことも書かれていますので、こういった自由記述を酌み取って今後につなげるということが記載されてもいいと思います。せっかくこれだけの自由記述の部分を取り上げてまとめておられますので、ただ提示するだけではなくて、ここからどういうことが分かって、どのように今後に生かしていけるのかということ、変えていけるのかです。そのようなところまで記載できるのかどうか分からないのですが、その辺のことが入っているといいと思いました。

○田中座長 回答をお願いいたします。

○刑事局（是木） ありがとうございます。刑事局の是木でございます。

御指摘のとおりでございます。こういった自由記載にある部分については、中には当然、批判的な意見もあります。こういった研修については、やはり一定のものを毎年ずっと行い続けられればよいというような性質のものではないと考えておりまして、例えば、被害者保護施策に関わるようになった早い時期に、むしろ研修を受けさせた方がいいのではないかなという

ことで、研修の時期をずらしたりですとか、あるいは研修のプログラム自体につきまして、講師の内容を変えてみたりですとか、あるいはフリーディスカッションのテーマというのを変えてみたりということを経年工夫はしているところがございますけれども、御指摘も踏まえまして、今後ともそのように生かしていきたいと思ひますし、そういった事項をこの評価の中に落とし込むことができないかということも考へてまいりたいと思ひます。ありがとうございました。

○伊藤委員 ありがとうございます。すみません、追加ですが、たまたま被害者の御遺族の方と話す機会があつて、検察でやはりとても嫌な思ひをしたと言う方がいらして、検察全体が被害者のことをもっと知つて、被害者支援について意識を高めることが必要かなと思ひます。こういう研修は非常に重要だと思ひますので、是非継続していただき、中身もより良いものにしていただくということで、尽力していただけたらと思ひます。

○田中座長 他にございますか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 これは感想ですが、今のアンケートのところもそうですが、46ページの検察権行使を支える事務の適正な運営についても、何年か前に私が、これを初めて拝見したときには、研修のところのPDCAサイクルが回っていない感じがすごくしましたので、アンケートをやったりしながら、サイクルを回すことの提言というか、発言をしました。けれども、今回読ませていただいた、この施策に関しては、今、ほかの委員の方が言ったように、まさにアンケートから次の施策に改善ができるような形になっていると思ひます。他の施策についても、実は今日、いろいろな場所と同じことを申し上げるのもあれかと思ひまして、ここで申し上げますが、一般的に読んだ印象は、研修した後、アンケートをし、更に改善するというサイクルがすごく回り始めているという感じがしました。そういう意味では大きく改善しているのではないかと思ひました。あとは、形だけでなく中身をより改善に近づけるような方向で実施すればいいのではないかと思ひました。とても改善が進んだように感じました。

○田中座長 他に御意見、御質問ございますか。

なければ、次に移りたいと思ひます。

次に、基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」、基本政策Ⅴ「出入国の公正な管理」、基本政策Ⅵ「法務行政における国際化対応・国際協力」、基本政策Ⅶ「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願ひます。

○手塚補佐官 それでは、基本政策Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶに関する事後評価の概要について御説明いたします。

まず、基本政策Ⅲに係る施策のうち、今回、事後評価の対象となっているのは、「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」です。110ページを御覧ください。

この施策は、国籍事務の適正厳格な処理、戸籍事務の法令適合性と全国統一性の確保、そして、オンラインによる供託手続の推進を目標としております。

この施策の測定指標は、一つ目に「帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理」、二つ目に「市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応」、三つ目に「供託手続のオンライン利用率の向上」を掲げております。

いずれの測定指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

次に、116ページを御覧ください。基本政策Ⅴの「円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」について御説明いたします。

この施策は、円滑な出入国審査を推進するために入国審査待ち時間を20分以内とすること、在留資格取消制度の厳格な運用により偽装滞在者への対策を推進することを目標としております。

この施策の測定指標は、一つ目に「入国審査待ち時間20分以内達成率」、二つ目に「在留資格取消件数」を掲げております。

いずれの測定指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

なお、委員の皆様事前に送付した際、測定指標1の平成30年度の実績値である78%という値について、速報値との注釈を付しておりましたが、これが確定したため、注釈を外しておりますので、申し添えます。

次に、123ページを御覧ください。基本政策Ⅵの「法務行政における国際協力の推進」について御説明いたします。

この施策は、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施による刑事司法実務家の人材育成等、法制度整備支援に関する国際研修、調査研究や専門家派遣等を通じた支援対象国の立法技術向上や人材育成を目標とするものです。

この施策の測定指標は、一つ目に「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」、二つ目に「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を掲げております。

いずれの測定指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

最後に、161ページ以降を御覧ください。基本政策Ⅶの「施設の整備」について御説明いたします。今回は、平成25年度に庁舎の供用を開始し、それから5年を経過した2件の事業が評価の対象となっております。事後評価を行うに当たっては、巻末に参考資料として添付した「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」を用いております。

まず、161ページの「甲府法務総合庁舎整備等事業」を御覧ください。

この事業は、平成20年度に事前評価を実施し、平成21年度から事業を開始した案件です。甲府法務総合庁舎の旧庁舎は、経年による老朽化が著しく、施設運営に支障を来しておりました。本事業を実施して庁舎を新営することで、施設の老朽の解消等を達成することができました。

次に、167ページの「岡山法務総合庁舎整備等事業」を御覧ください。

この事業は、平成21年度に事前評価を実施し、同年度から事業を開始した案件です。岡山法務総合庁舎の旧庁舎は、老朽化に加え、保護観察所のOA機器の導入や公安調査事務所の統廃合による資料の保管場所確保のため、面積不足となっておりました。本事業を実施して庁舎を新営することで、面積不足の解消や業務効率の改善などを達成することができました。

基本政策Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶに関する説明は、以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問をお願いいたします。

井上委員、お願いします。

○井上委員 116ページの入国審査のところですが、117ページの一番上の表で、自動化ゲート

と顔認証ゲートのそれぞれの利用者数が書かれています。今まで自動化ゲートを推進しようということでしたので、私も自動化ゲートをちょうど使い始めたところですが、この間、空港に行ったら、いきなり顔認証ゲートができていまして、しかも使い勝手は自動化ゲートよりはるかに良い感じでした。けれども、どうしてこの二つがあるのかということが分からなくて、この間、こちらの方で別の会議をやったときにお聞きし、それで理由は分かったのですが、これも国民目線からすると、自動化ゲートに加入してください、手続をやってくださいというふうに周知している状態から、いきなり顔認証ゲートができて、どうぞこちらへというのは、すごく違和感があると思います。この辺りの説明が少し足りていないのではないかとということと、あと、設備が二つあることによって過大な投資になっているのではないかとという疑問も出てくると思います。その辺りの説明も、私自身もそこはよく分かっていないところですので、必要だと思います。ただ、聞いたら、自動化ゲートは外国人用ですと、顔認証は日本人用ですと、その違いは、外国人は指紋をとらなければいけないということでした。けれども、その辺りは検討が必要だと思います。ほかの国も、確かに指紋に関してはどういう扱いをするのか分かりませんが、指紋がなくてもいいのであれば顔認証に統一できると思います。法改正はしなければいけないかもしれませんが。他方、指紋が要るのであれば、指紋付きの顔認証ゲートで統一化してコスト削減するとか、何かそのような方法があるのではないかと思います。こういった疑問に対して、明確にやはり法務省としては説明した方がいいと思います。その辺りの説明、特にその経緯、ずっと自動化を進めていたところから顔認証へという経緯、その設備は過大投資ではないのかという疑問に対しての説明はどのようにされているのか、教えていただければと思います。

○田中座長 回答をお願いします。

○出入国在留管理庁（福原） 法務省出入国在留管理庁の福原でございます。よろしくお願いたします。貴重な御意見ありがとうございました。

まず、自動化ゲートでございますけれども、先生の御指摘のとおり、自動化ゲートをこれまで推進してきたという経緯がございます。自動化ゲートにつきましては、既に御案内のとおり、事前の登録というものが必要でございます。これは指紋も事前に登録をしていただく、指紋とパスポート情報を事前に登録していただくことになっております。ただ、こういった事前の指紋登録ということが、言ってみれば一つのあい路になりまして、多くの方に使っていただくということがなかなか難しかったという状況がございます。出入国在留管理庁といたしましても、そこは様々な広報を行うなど努力はしてきたところでございますけれども、やはり事前の手続というのは一つ、負担であったという点がございました。

そこで、そういったあい路を解消しようということで、顔認証技術について調査研究を行いまして、これは平成29年10月からでございますけれども、羽田空港から顔認証ゲートを先行導入いたしまして、平成30年度からは本格導入をさせていただいたところでございます。こちらの数字にも表われておりますとおり、顔認証ゲートについては事前の登録が要らないということでございます。これはパスポートのICチップの中に入っております顔画像と、それから御本人様の顔画像を照合することによって、同一人性を確認するという制度でございますので、事前の登録手続が要らないということによって、利用者を大きく拡大することができた訳でございます。

他方、自動化ゲートでございますけれども、これも先生の御説明の中にございましたとお

り、特に、日本に在留をしている外国人の方が自動化ゲートを利用したいというときに、これはやはり入国のときに指紋での同一人性の確認がございまして、言ってみれば、その顔認証技術を使うことができないということがございまして、ここは自動化ゲートを維持していく必要があるということでございまして、外国人の方につきましては、これは新規に入国する方も、それから既に日本に在留中の方も、入国をする際には指紋によるそういった確認を受けなければならないということがございまして、この指紋による同一人性の確認を行う自動化ゲートを維持していく必要があろうかというふうに考えております。他方、日本人の方でございまして、これにつきましては、やはり機器を維持する費用対効果の問題もございまして、今後そういったことも含めて検討をしていくこととしているところでございます。

○井上委員 おっしゃられたことはもう、そのとおりでございますが、では、そのことをよく理解している方がどの程度いらっしゃるかと、これも国民の周知度みたいな指標を設けて、本当は測定できれば、やはりまだ十分ではないなとか、そういうことが分かると思いますので、そこが抜けているのではないかと思います。今おっしゃったような説明をどのような形で理解していただくのか、国民の税金を使っている訳ですから、それを工夫された方がいいのではないかと思います。今のお答えにはそこが入っていませんので、御検討いただければと思います。

○出入国在留管理庁（福原） ありがとうございます。

○田中座長 他に御質問、御意見ございますか。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 細かい点で申し訳ないですが、110ページの国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理のところの施策の令和元年度予算額が、それまでと比べて非常に増えています。これは、デジタル・ガバメントの中の、恐らく供託のオンライン化と何か関係があるのではないかと思います。この増えている理由について教えていただければと思います。

○民事局（竹下） 民事局登記所適正配置対策室長の竹下から御説明させていただきます。

御質問いただいた、予算が増えている点でございまして、戸籍につきまして、先の国会で改正戸籍法が成立したところでございます。この関係でシステムを新たに構築しているというところがございまして、このシステムは戸籍情報を市町村等と連携して、行政手続において戸籍情報をデータでやり取りすることができるようにするというようなこと等を目指しまして、システムを構築しているところでございます。こういったシステムへの対応というための予算として、額が増えているというところでございます。

○田中座長 ありがとうございます。

他に御質問ございますか。

ないようですので、二つ目の議題であります、「規制の事前評価書（案）」について御議論いただきたいと思っております。初めに、事務局から評価の概要を説明願います。

○手塚補佐官 それでは、資料2を御覧ください。

本年6月に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立いたしました。本法律は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、各種法律に規定されている成年被後見人等に係る欠格事由の見直しを行うものであり、その中では、弁護士法を始めとする各種の士業法に規定されている欠格事由について

も、一律に成年被後見人等を削除する改正を行っております。

この法改正に伴い、弁護士法における弁護士の欠格条項に関する規定を準用して定めている沖縄弁護士に関する政令第4条の沖縄弁護士名簿への登載取消し事由からも、成年被後見人等を削除し、個別審査規定を設ける改正を予定しております。

この政令改正は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第6号に規定する、政令の改廃による規制の内容の変更にあたることから、今般、資料2のとおり事前評価を行ったものです。

規制の事前評価書（案）に関する説明は、以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問がありましたら、よろしく願います。

特にないようですね。

これは、沖縄はどういう特殊な扱いにされているのか、なぜそうなったのかという点、簡単に御説明できますでしょうか。簡単に結構でございます。

○司法法制部（川副） 司法法制部の川副から説明させていただきます。

沖縄弁護士というのは、沖縄復帰が実現することとなったことに伴って、沖縄の法令の規定により弁護士であった者について、暫定的に法律の委任により沖縄県の区域内などにおいて弁護士と同様の職務を行うことができるとされているものでございまして、沖縄弁護士というのは、地域は限定されておりますが、弁護士と同じ業務がその地域で行えるというものであります。そのため、今回、弁護士に準じて、成年被後見人等の欠格条項を削除するというにさせていただきたいというものでございます。

○田中座長 ありがとうございます。

本日の審議事項につきましては以上でございます。

他に御意見、御質問がないようでしたら、西山政策立案総括審議官から御発言がございましたら、お願いいたします。

○西山政策立案総括審議官 西山でございます。委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をいろいろいただきまして、誠にありがとうございました。

政府の政策評価につきましては、客観性、エビデンスの要請が昨今非常に強まっているということは十分に認識しておりまして、また法務省もその例外ではないと考えております。その面で行きますと、法務省の政策評価に向けた取組は、まだ道半ばな部分がございます。本日もいろいろ委員から御指摘をいただいたところでございます。例えば、測定指標あるいは測定手法の在り方につきましても本日御意見を種々いただきましたけれども、なお検討の余地が大いにあるものと考えております。引き続きEBPMの視点を踏まえまして、客観性のある実効的な政策評価ができるように、さらに努めてまいりたいと考えてございます。

ありがとうございます。

○田中座長 どうもありがとうございます。

まだ少し時間があるようでございますので、この機会に、法務省が近時取り組んでおられます政策について紹介していただきたいと思っております。

お手元の説明資料と付されている資料に基づきまして、出入国在留管理庁から御説明をお願いいたします。

○出入国在留管理庁（福原） 出入国在留管理庁の福原でございます。それでは、私から説明をさせていただきます。

昨年12月に入管法等改正法が成立いたしましたして、本年の4月から人手不足対策としての外国人材の受入制度の運用が始まっております。また、入管行政を遂行する体制も新しくなっておりますので、こうした最近の動きにつきまして説明をさせていただこうと思っております。

まず、資料の1ページ目を御覧ください。出入国在留管理庁の設置についてでございます。資料の左の囲みになりますが、法務省設置法の改正によりまして、本年4月に出入国在留管理庁が発足をしております。従来の入国管理局は法務省の内部部局の一つでございましたが、出入国在留管理庁は法務省の外局として位置づけられることになりました。

資料の右側の囲みになりますが、出入国在留管理庁の任務についてでございますが、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るという従来からの任務に加えまして、それに関連する特定の内閣の重要政策について、内閣の事務を助けるという任務が加わっております。具体的には、外国人の受入環境整備に関する企画立案や総合調整という業務でございまして、多文化共生社会の実現に向けた政府全体の施策の取組でございまして、取りまとめでございまして、その推進を図るための取組を行っているところでございます。

資料の右下になりますけれども、体制面では、出入国在留管理庁の2019年度の定員数は5,432人となっております。2018年度から500人を超える増員がなされており、体制の強化が図られたところでございます。

続きまして、資料の2ページ目を御覧ください。特定技能制度の運用状況についてでございます。4月に運用が開始された特定技能制度は、人材の確保が困難になっている分野に技能を有する外国人を受入れることを目的とした制度でございまして、資料の流れ図でございまして、特定技能外国人の受入れには、外国人が海外から来日するルートと、日本にいる技能実習生などが在留資格を変更するルートがございまして、また、その下の区分のとおり、技能試験、日本語試験を受けるケースと、技能実習を修了して試験が免除されるケースがございまして、海外から入国する場合は、在留資格認定証明書の交付、それから、国内で在留資格を変更する場合は、在留資格の変更許可を受けて、企業などで就労を開始することになります。この流れ図の一番下の囲みの括弧内にございまして、特定技能外国人は、受入機関または出入国在留管理庁に登録をされた登録支援機関から生活上の様々な支援を受けることとなります。

左下の申請状況等でございますが、これは6月28日現在の数値となっておりますけれども、特定登録支援機関の登録件数が1,004件、在留資格認定証明書の交付件数が12件、在留資格変更許可件数は8件となっております。そのほか、下の方でございますけれども、技能実習から特定技能に移行しようとする外国人に対して特例的に在留を認めたケースが338件ございまして、出入国在留管理庁におきましては、引き続き、登録支援機関の審査、それから登録等の処理を適正、迅速に行っていくこととしているところでございます。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策についてでございます。資料の左上の囲みを御覧いただきたいのですが、昨年12月、関係閣僚会議におきまして外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が取りまとめられております。この総合的対応策には政府全体で126の施策が盛り込まれておりますが、その中で出入国在留管理庁における主な取組を右側の囲みに紹介しているところでございます。

第1は、受入環境整備交付金の導入による地方公共団体の支援でございまして、多言語で一元的な相談窓口の設置、運営に取り組む自治体を財政的に支援しているところでございます。第2は、受入環境調整担当官の配置でございまして、地方公共団体との連携強化などのために、全国の地方局、支局に13名の担当官を配置しているところでございます。第3は、生活就労ガイドブックの作成でございまして、現在、電子版をポータルサイトに掲載しているところでございます。

資料の左下の囲みになりますが、総合的対応策につきましては、本年6月18日に充実策が取りまとめられております。充実策として新たに盛り込まれた施策の一つが外国人共生センターの設置になります。なお、この外国人共生センターというのは仮称になってございます。

右下にその機能を説明する図がございまして、センターは、関係省庁の共生施策に関する業務を行う窓口などを集約いたしまして、外国人からの相談の対応を行うとともに、地方公共団体等からの様々な問合せにも対応するなど、地方への支援の拠点にもなるものでございます。法務省の関連では、出入国在留管理庁や東京出入国在留管理局、東京法務局、法テラスの関連機能を集約させることになっております。また、外務省、厚生労働省、経済産業省などとも連携をしていく予定でございます。設置場所は新宿区四谷を予定してございまして、令和2年度中に運用開始を計画しているところでございます。出入国在留管理庁といたしましては、今後も関係省庁や地方公共団体などと十分連携をいたしまして、共生社会の実現に向けて取り組んでいくこととしております。

出入国在留管理庁からの説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

この点につきまして、御質問、御意見、ございますでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 御説明ありがとうございます。初めて聞くことばかりで、特に、外国人共生センターですか、大変興味深く聞きました。その前のページの特定技能外国人の申請状況というところがございまして、ここがよく分からなくて、申請が、例えば①の場合だと2,517件あるけれども、それを審査するのですか、何かしてから、実際登録したのが1,400件と、そのような意味なのですか。この申請と登録の御説明をお願いいたします。

○出入国在留管理庁（福原） ありがとうございます。制度自体は4月1日から運用を開始しているところでございますので、申請自体も4月から受け付けているところでございます。これは6月28日の時点まで、受け付けた申請数の上に書かせていただいております。この時点までにその処理を終えて、例えば登録支援機関の場合は、登録が済んでいるものについて1,004件ということで記載をさせていただいております。在留資格認定証明書の交付でありますと、交付申請自体が214件、これに対して交付が12件ということでございまして、在留資格変更申請については、申請件数が106件、それに対する、これまで処理した件数が8件という状況でございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。そうすると、申請してから許可交付までに結構時間がかかるので、その間にいろいろ審査をするということですか。

○出入国在留管理庁（福原） そのとおりでございます。

○伊藤委員 大体どれくらいかかるのですか。例えば、この在留資格に関しては、どのくらいの期間がかかるというふうに考えればよろしいですか。

○出入国在留管理庁（福原） ありがとうございます。まず、登録支援機関の登録でございますけれども、これにつきましては、やはり2か月あるいは3か月ぐらいかかっているというのが実情でございます。これは、技能実習の管理団体の方が登録支援機関になりたいということで申請をしていただくケースがある訳でございますけれども、例えば、過去に失踪のような事件があったであるとか、そういった欠格事由が法律にも規定をされておりますので、そうした欠格事由の確認などに時間を要しているところでございます。また、在留資格認定証明書の交付申請、これにつきましては、約1か月、標準処理期間をいただいているところでございます。在留資格変更許可申請につきましては、これは標準処理期間としては大体2週間ぐらいなのでございますけれども、少しお時間をいただいている場合もあろうかと思っております。

○伊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中座長 今回の関連ですけれども、②在留資格認定証明書交付のケースについては申請が214件で交付が12件しかない、1か月かかるにしても、ちょっと少な過ぎるような気がします。その理由はどういうことでしょうか。

○出入国在留管理庁（福原） ありがとうございます。これにつきましては、やはり個々にいろいろな状況がございますので、一概に言えないところでございますけれども、これは個人から在留資格認定証明書の交付申請というのは行われますが、結局その外国人の方の審査に関連して、受入機関の条件などもこれは法令で規定されているところでございます。ですので、その法令に記載された基準につきまして、御本人だけではなくて、受入機関についてもきちんと調査をしなければならないということもございまして、少し時間を要しているケースがあるということでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

他に御質問ございませんでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、本日の議事につきましては終了したいと思います。最後に、今後の予定につきまして事務局から御説明願います。

○渡辺政策立案・情報管理室長 本日は、委員の皆様方から貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日の御意見、御指摘を踏まえまして、「平成30年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」及び「規制の事前評価書（案）」につきまして、改めまして内容について検討し、早期に取りまとめまして、法務省ホームページで公表したいと考えております。

また、本日の議事内容につきましても、議事録を作成の上、同ホームページに公表することになってございます。

今後の予定でございますけれども、次回の政策評価懇談会につきましては、持ち回りでの開催ということで、「令和元年度法務省事前評価実施結果報告書（案）」について御審議いただく予定となっております。8月上旬に委員の皆様方に資料を送付させていただきますので、御審議の程、よろしく願いいたします。

さらに、その次の政策評価懇談会につきましては、「令和2年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」について御審議いただく予定となっております。

日程につきましては、来年2月下旬の開催を予定しています。委員の皆様方の御都合をまた頂戴した上で、事務局から御案内申し上げさせていただきますので、よろしく願いしま

す。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 ありがとうございました。

それでは、お時間になりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。